

9 水道基本用語の解説

水道	水道	水道法では、「水道とは、導管その他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう」と定義されている。
水利権	水利権	河川の流水を継続的、排他的に使用する権利をいい、河川管理者の許可によって成立するものと、慣行的な使用により成立しているものとがある。
貯水池（ダム）	貯水池（ダム）	河川又は山間のくぼみ等を締め切り、原水を貯留するための施設をいい、河口堰を含む。
取水場	取水場	原水を取水するための施設をいい、沈砂池や一次処理機能を有するものを含む。
導水施設	導水施設	取水した原水を浄水場まで導く施設で、導水管、導水路などがある。
浄水場	浄水場	取水した原水を水道法に定める水質基準に適合するように浄水処理をする施設の総体をいう。浄水処理の方式により主に、急速ろ過方式の浄水場と緩速ろ過方式の浄水場とに分かれるが、本市の場合、前者に属するものとして、穴生浄水場、井手浦浄水場、本城浄水場などがある。また、後者に属するものとしては、道原浄水場がある。
沈でん池	沈でん池	原水中の浮遊粒子を沈でんさせるための池のことで、普通沈でん池と薬品沈でん池に大別される。前者は緩速ろ過方式の浄水場に設置され、自然沈降より懸濁物質を分離沈でんさせるのに対し、後者は急速ろ過方式の浄水場に設けられ、薬品注入、混和、凝集の過程を経て形成されるフロック（浮遊物質）を分離、沈でんさせる。
ろ過池	ろ過池	ろ材（主に砂）を用いて水を浄水するための池のことで、緩速ろ過池と急速ろ過池に分かれる。前者は比較的ゆっくりした速度でろ材を通過させ、砂層に増殖した微生物群によって水中の不純物を補そくし酸化分解させる浄水方式であり、後者は比較的あらい砂層を、速い流速で通過させ、あらかじめ凝集沈でん処理をし、沈でんで除去されなかったフロックをろ層に付着させるなどして水中の不純物を除去する浄水方式である。
浄水池	浄水池	浄水処理量と送配水量の調整のため、浄水を一次貯留する設備で、浄水場にあるものをいう。
上向流式生物接触ろ過設備（高度浄水施設）	上向流式生物接触ろ過設備（高度浄水施設）	微生物による自然浄化作用を利用して、かび臭物質等の異臭味や黒水の原因となるマンガ、さらにはアンモニア性窒素等を効率よく除去し、安全でより良質な水を作る設備である。穴生浄水場と本城浄水場に導入している。
残留塩素	残留塩素	塩素処理の結果、水中に残存する遊離型有効塩素及び結合型有効塩素をいい、水道法では給水栓水で保持すべき残留塩素量を規定している。水道水は、病原生物に汚染されず衛生的に安全であることが極めて重要な要件であり、確実に消毒することが義務付けられている。消毒方法としては、塩素によるほかオゾン等によるものもあるが、厚生省通達によって「水の消毒は、塩素によるものとする」としているため、現在塩素剤以外の使用は認められていない。
送水管	送水管	浄水を、浄水場から配水池やポンプ場、あるいはポンプ場から配水池に送る管路をいう。
配水池	配水池	円滑な配水を行うため、浄水を一時貯留するための施設をいう。
配水管	配水管	主に配水池などを起点として、浄水を給水区域に配水するため布設した管をいう。
消火栓	消火栓	消火用に使用するため、配水管路に設けられる水栓のことで道路の交差点、分岐点等消火活動に便利な箇所に設置されている。道路の途中にある場合は、沿線の建物の状況、家屋の密集度合いに応じ、100～200m間隔で設けられる。
仕切弁	仕切弁	管内の流水の停止又は制御をするために管路に設ける弁のことで、断水する場合、できるだけ断水区域を小範囲にするために設置している。